



資料 1
 令和2年11月16日
 令和2年第2回
 多摩市都市計画審議会

2都市基街第130号
 令和2年9月28日

多摩市長 殿

東京都

上配代表者 東京都知事 小池 百合子



多摩都市計画道路の変更について（照会）
 （多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴市の御意見を伺います。

なお、令和3年1月12日（火曜日）までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



多摩都市計画道路の変更（東京都決定）

多摩都市計画道路中、3・1・6号南多摩尾根幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数		幅員
	3・1・6	南多摩尾根幹線	調布市 多摩川三丁目	町田市小山町	稲城市大字 坂浜	約16,530m		4車線	43m	地裁式の区間における鉄道守との交差の構造
		車線の数の内訳	4車線			約16,530m				
幹線街路			稲城市 長峰三丁目	多摩市 聖ヶ丘五丁目	稲城市大字 坂浜	約1,840m	地下式		29~ 53m	JR南武線と立体交差 JR武蔵野南線と立体交差 京王電鉄相模原線と立体交差 小田急電鉄多摩線と立体交差 多摩3・3・8号線と立体交差 多摩3・3・10号線と立体交差 多摩3・4・15号線と立体交差 八王子3・4・33号線と立体交差 幹線街路と平面交差 17箇所
		構造形式の内訳				約14,690m	地裁式		25~58m	
		その他								

〔区域及び構造は、計画図表示のとおり〕

理由：交通の円滑化及び健全な市街地の発展を図るため、変更する。また、本都市計画による3・1・6号南多摩尾根幹線事業が周辺に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

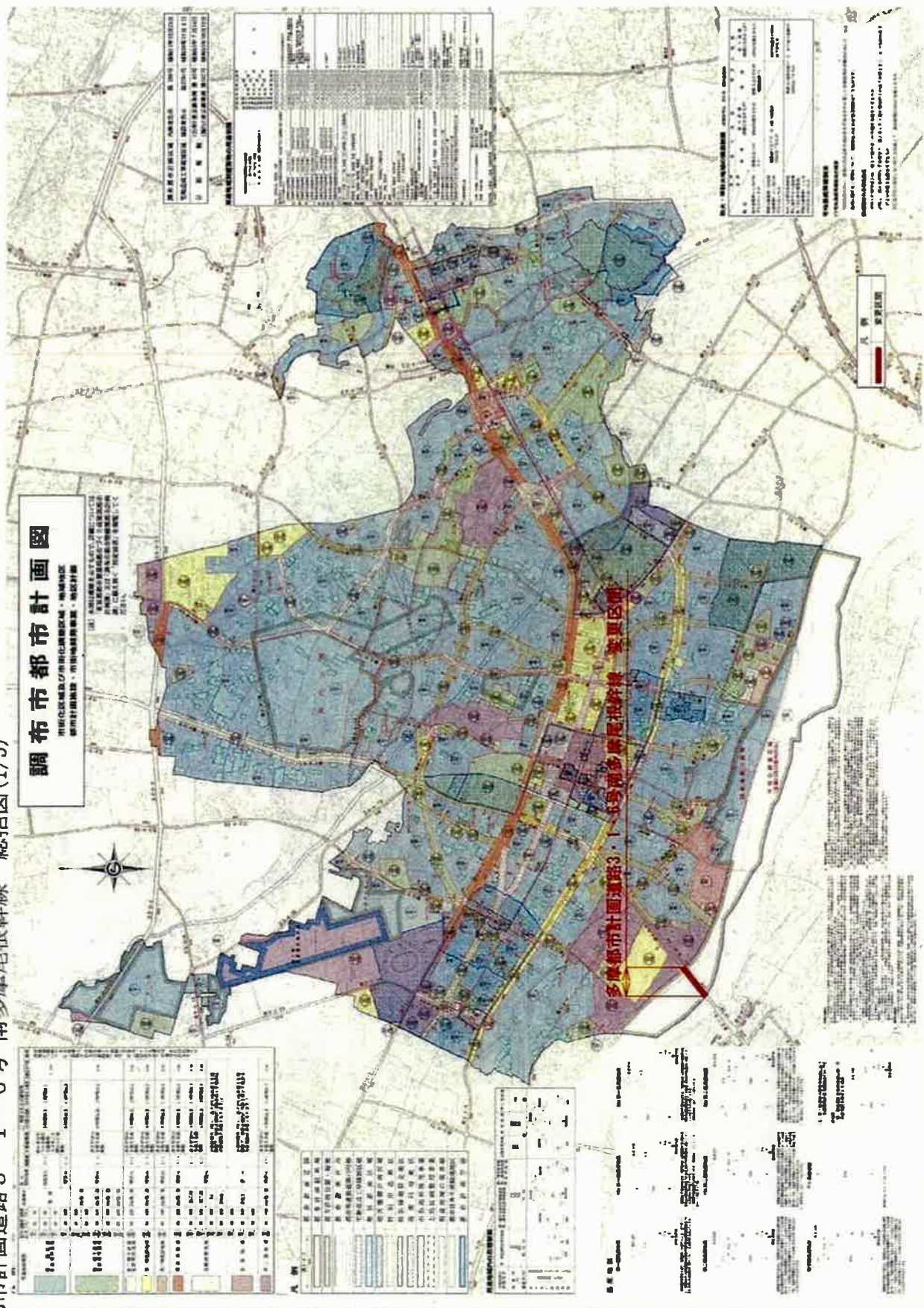
変更概要

名称	変更概要
	<p>1 一部線形の変更 稲城市長峰三丁目～稲城市若葉台四丁目(中心線の振れ最大約90m)</p> <p>2 一部幅員の変更 32.5m～45m → 29m～33.5m</p> <p>3 一部区域の変更 稲城市長峰三丁目～稲城市若葉台四丁目 延長約1,000m 稲城市大字坂浜地内及び長峰三丁目地内</p> <p>4 車線の数の決定 多摩市聖ヶ丘四丁目地内、聖ヶ丘五丁目地内及び諏訪六丁目地内 4車線(調布市多摩川三丁目～多摩市聖ヶ丘五丁目) (多摩市南野三丁目～町田市小山町)</p> <p>5 一部構造形式の変更 掘割式 → 地表式(延長約1,380m) 掘割式 → 地下式(延長約670m) 約16,620m → 約16,530m</p> <p>6 延長の変更</p>



多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 総括図(1/5)

調布市都市計画図
調布市都市計画区域、地域区分、用途地域、市街地再開発、地区計画

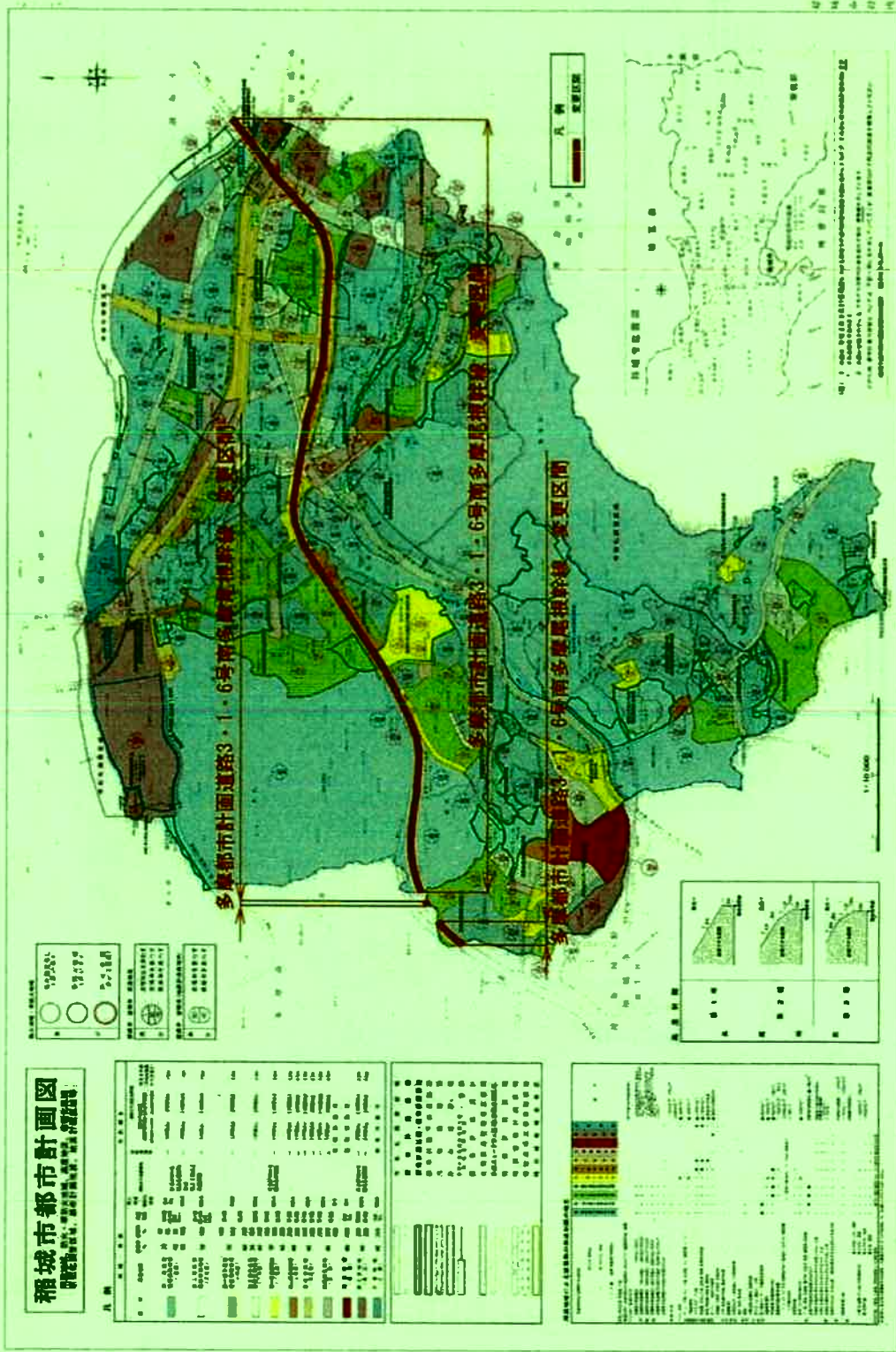


用途地域	色	説明
第一種住居地域	緑	第一種住居地域
第二種住居地域	黄緑	第二種住居地域
第三種住居地域	黄	第三種住居地域
第一種商業地域	赤	第一種商業地域
第二種商業地域	赤黄	第二種商業地域
第一種工業地域	青	第一種工業地域
第二種工業地域	青黄	第二種工業地域
第一種中密度住居地域	紫	第一種中密度住居地域
第二種中密度住居地域	紫黄	第二種中密度住居地域
第一種近隣商業地域	赤紫	第一種近隣商業地域
第二種近隣商業地域	赤紫黄	第二種近隣商業地域
第一種特別住居地域	黄緑紫	第一種特別住居地域
第二種特別住居地域	黄緑紫黄	第二種特別住居地域
第一種特別商業地域	赤紫青	第一種特別商業地域
第二種特別商業地域	赤紫青黄	第二種特別商業地域
第一種特別工業地域	青紫	第一種特別工業地域
第二種特別工業地域	青紫黄	第二種特別工業地域

道路種別	色	説明
第一種幹線道路	赤	第一種幹線道路
第二種幹線道路	赤黄	第二種幹線道路
第一種支線道路	黄	第一種支線道路
第二種支線道路	黄緑	第二種支線道路
第一種集約支線道路	黄緑	第一種集約支線道路
第二種集約支線道路	黄緑黄	第二種集約支線道路
第一種集約支線道路	黄緑	第一種集約支線道路
第二種集約支線道路	黄緑黄	第二種集約支線道路

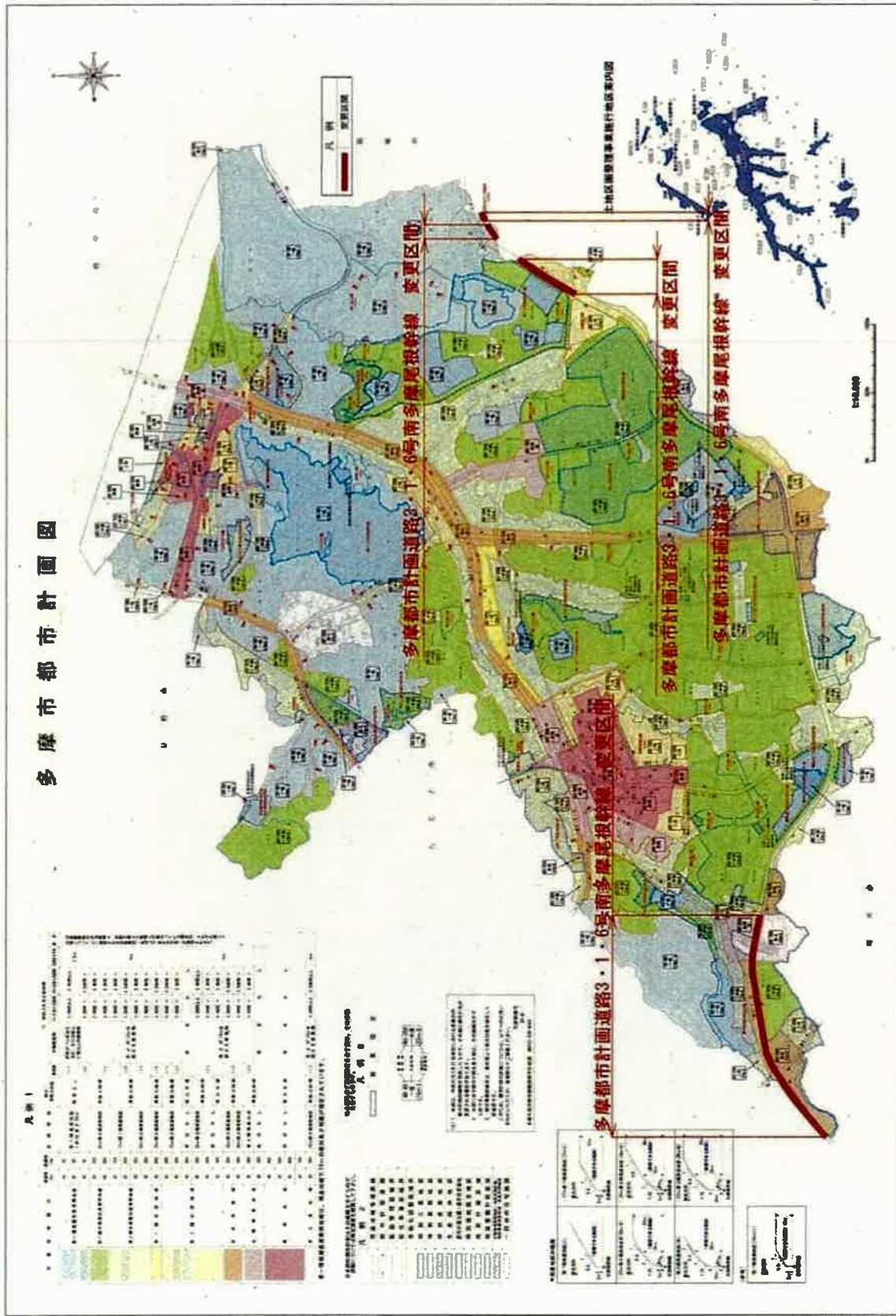


多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 総括図(2/5)



多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線

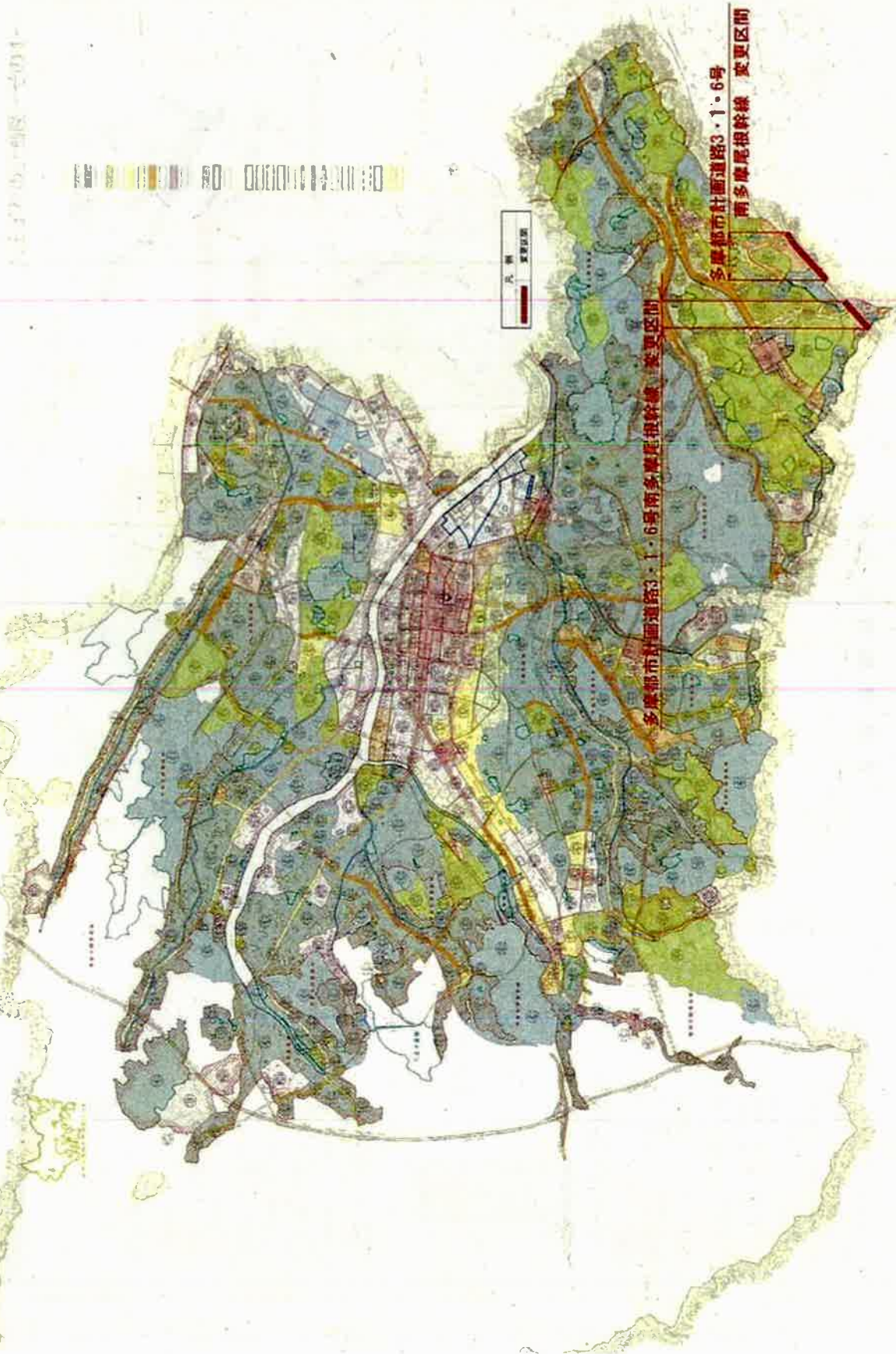
多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 総括図(3/5)



©多摩市都市計画課 監製 監修

多摩市都市計画課 監製 監修

多摩都市計画道路3・1・6号 南多摩尾根幹線 総括図(4/5)



多摩都市計画道路3・1・6号
南多摩尾根幹線 変更区間

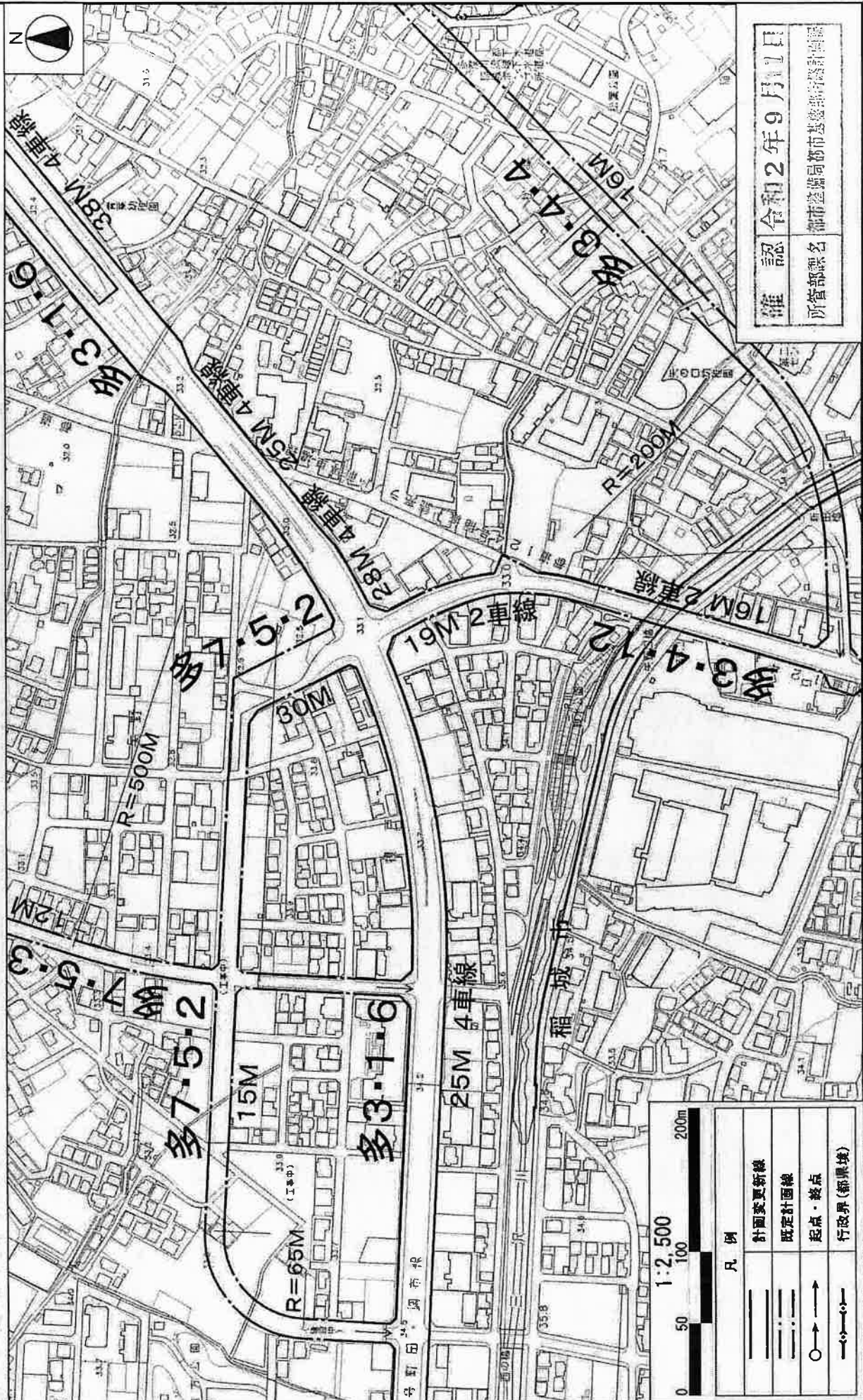
多摩都市計画道路3・1・6号

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図1/13



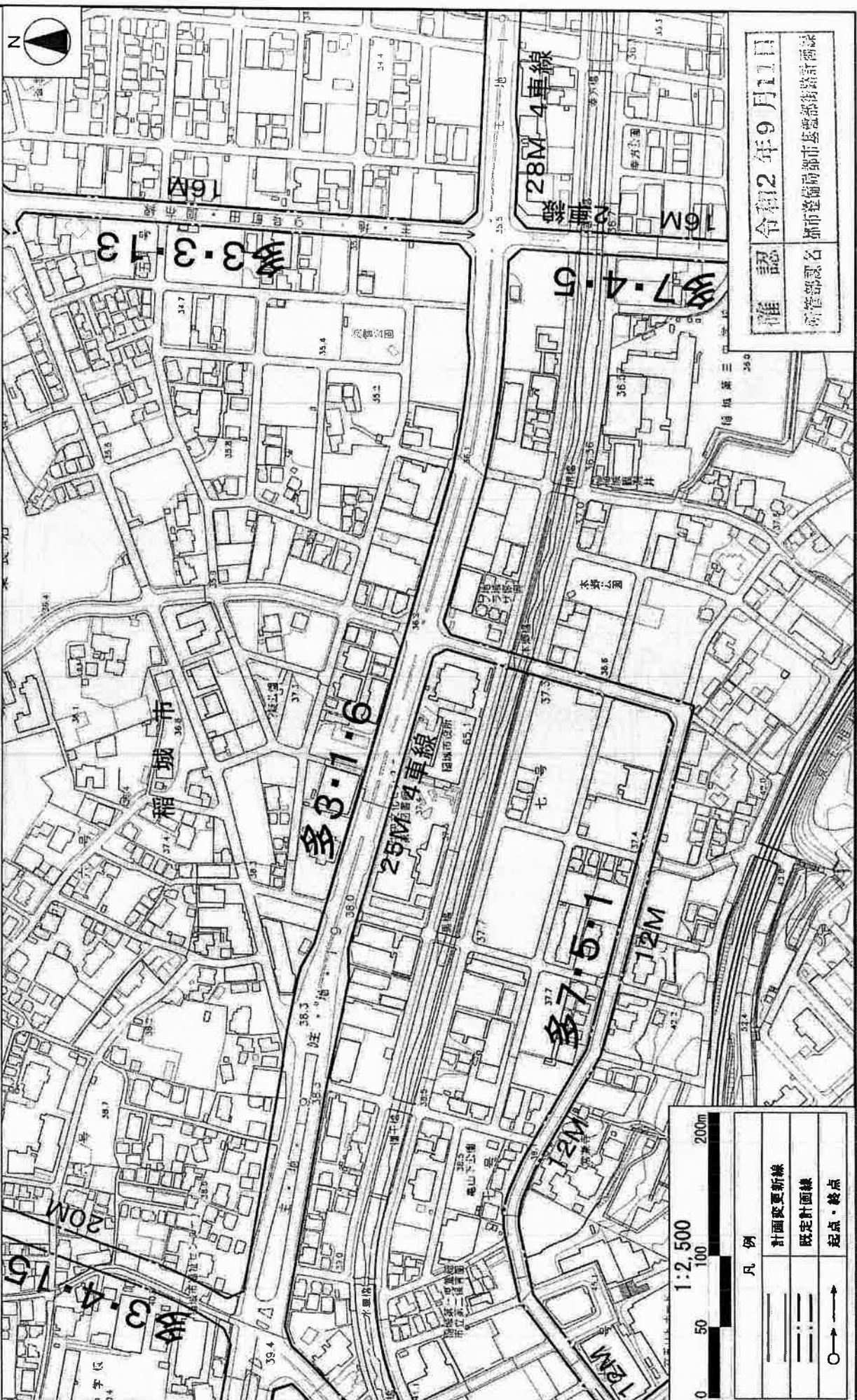
この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都市地形図(S-1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基街路第93号、令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図2/13



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1/2,600)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基第93号、令和元年7月11日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図3/13



確認 令和2年9月11日
 所管部 都市整備局都市基盤部道路計画課

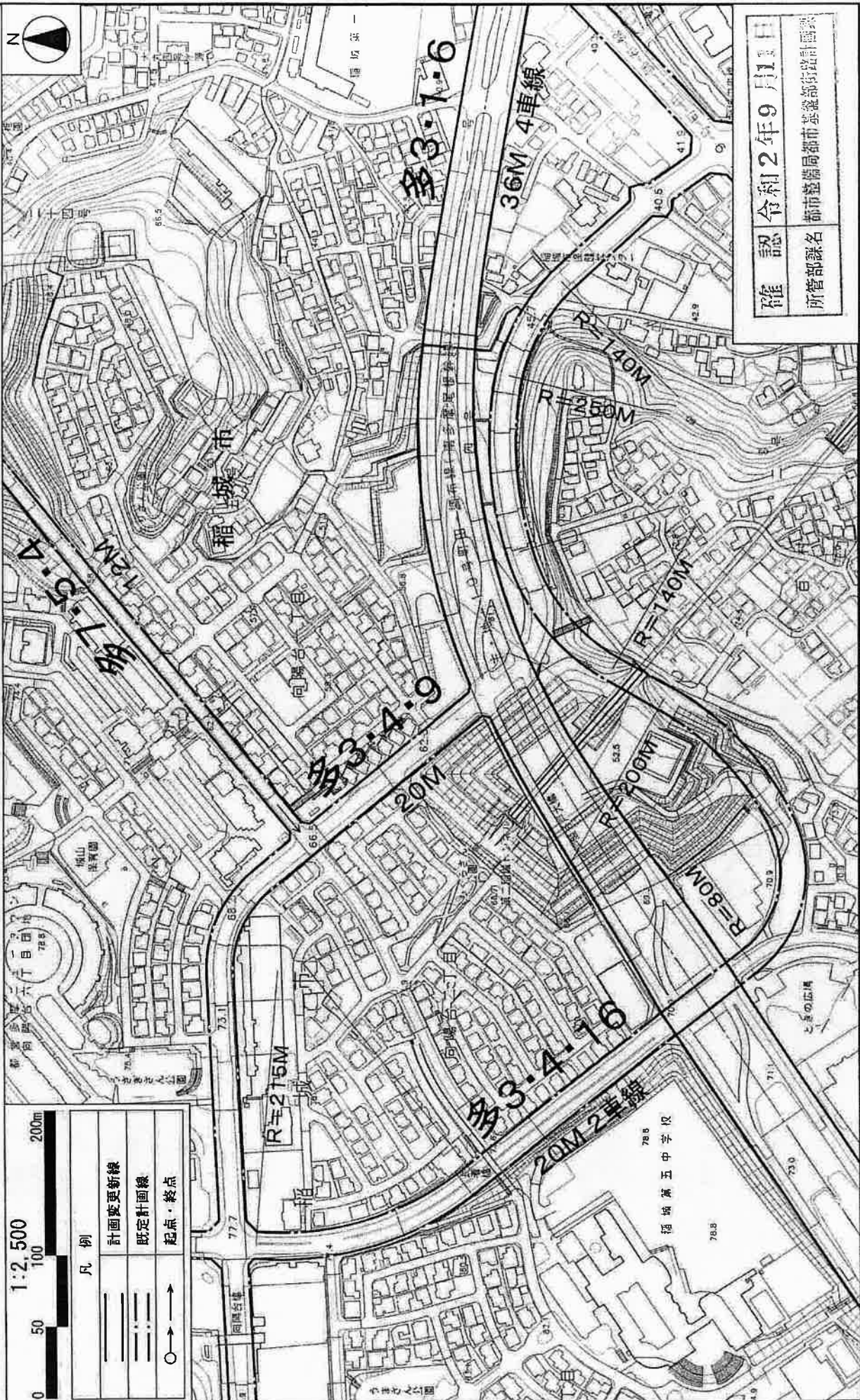
1:2,500

0 50 100 200m

凡例	
	計画変更新線
	既定計画線
	起点・終点

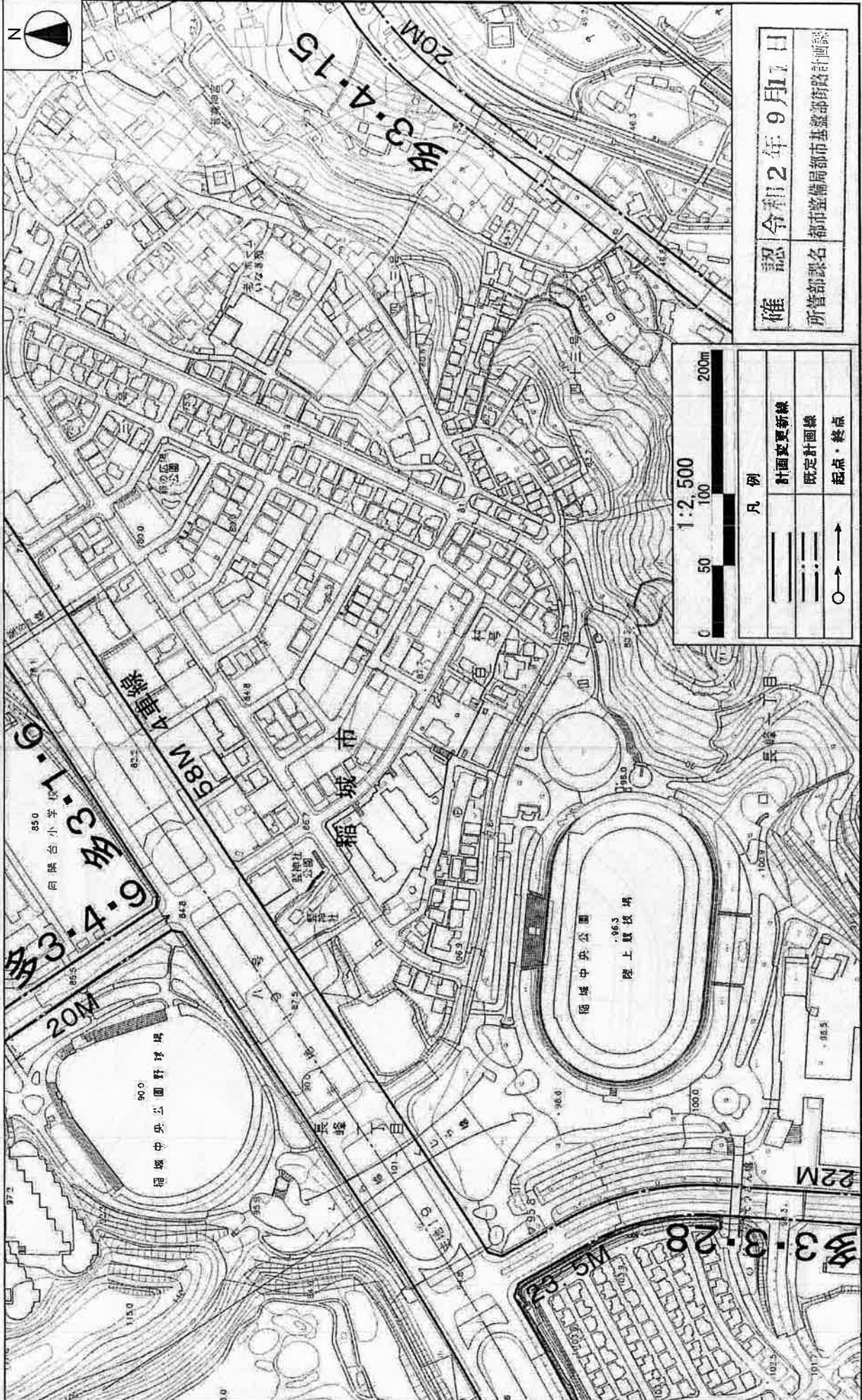
この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都市形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基交第93号 令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図4/13



この地図は、国土地理院長の承認(平24国土公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基交第93号、令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図5/13



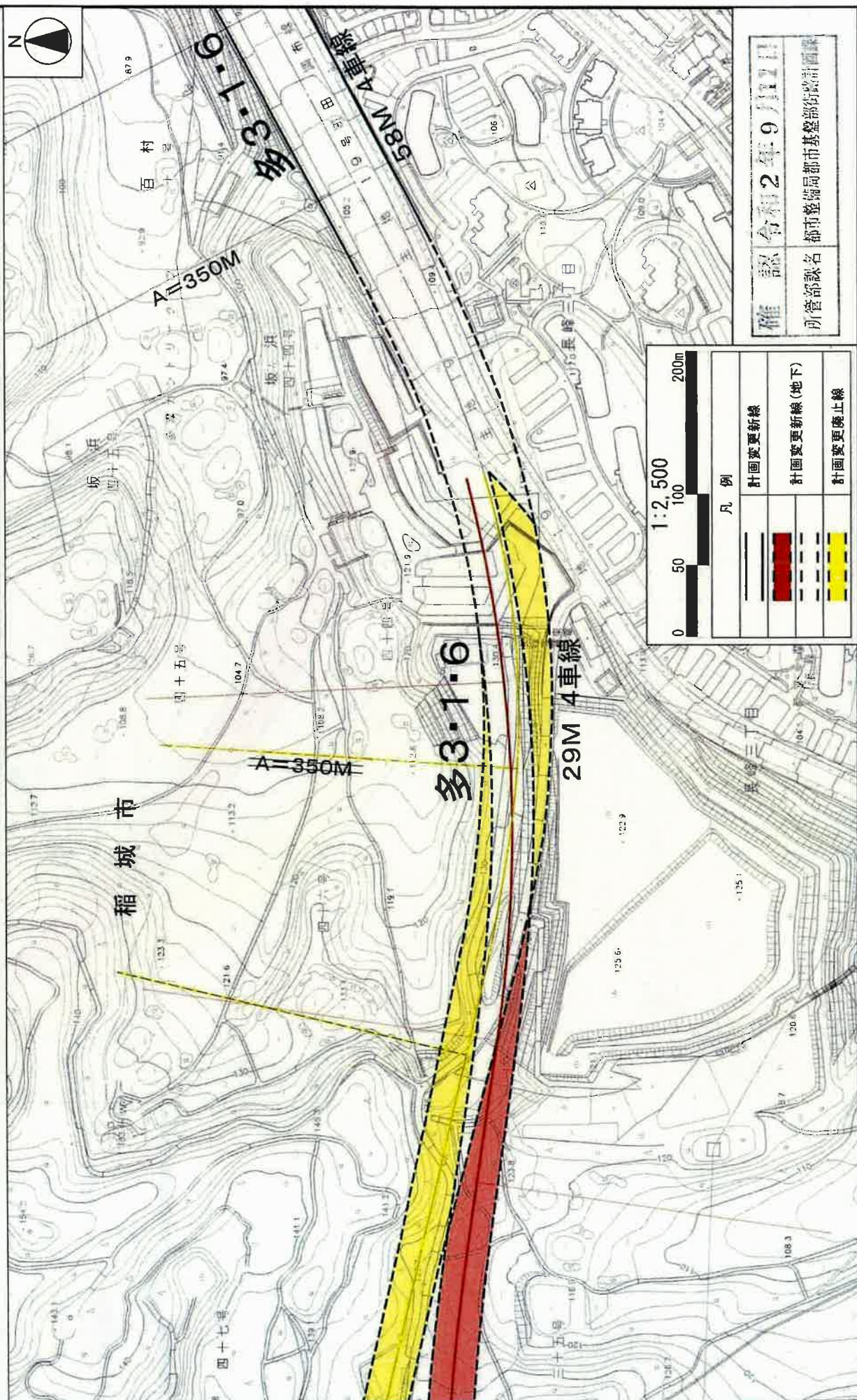
確 認 令和2年9月17日
 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

凡 例

	計画変更新線
	既定計画線
	起点・終点

この地図は、国土院院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。1
 (承認番号) 31都市基衛第93号、令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図6/13

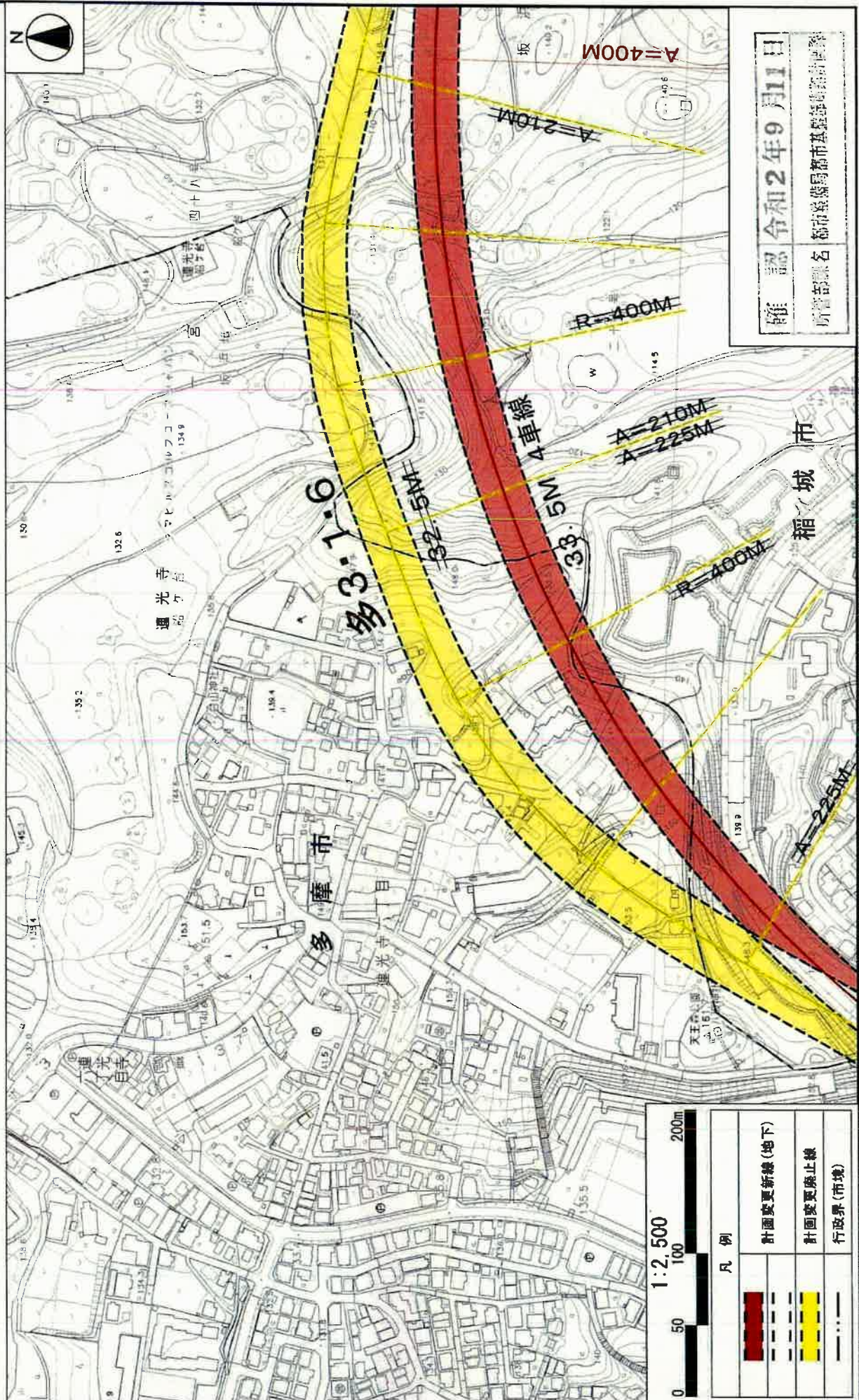


この地図は、国土地理院の承認(昭24国土院第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。J

【承認番号】31都市基交第413号 令和元年7月17日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

確 認 令 和 2 年 9 月 1 7 日
所 管 部 課 名 都 市 整 備 局 都 市 基 盤 部 街 路 計 画 課

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図7/13



認 令 和 2 年 9 月 1 日
 所 管 部 課 名 都 市 基 礎 局 都 市 基 礎 部 計 画 課

0 50 100 200m

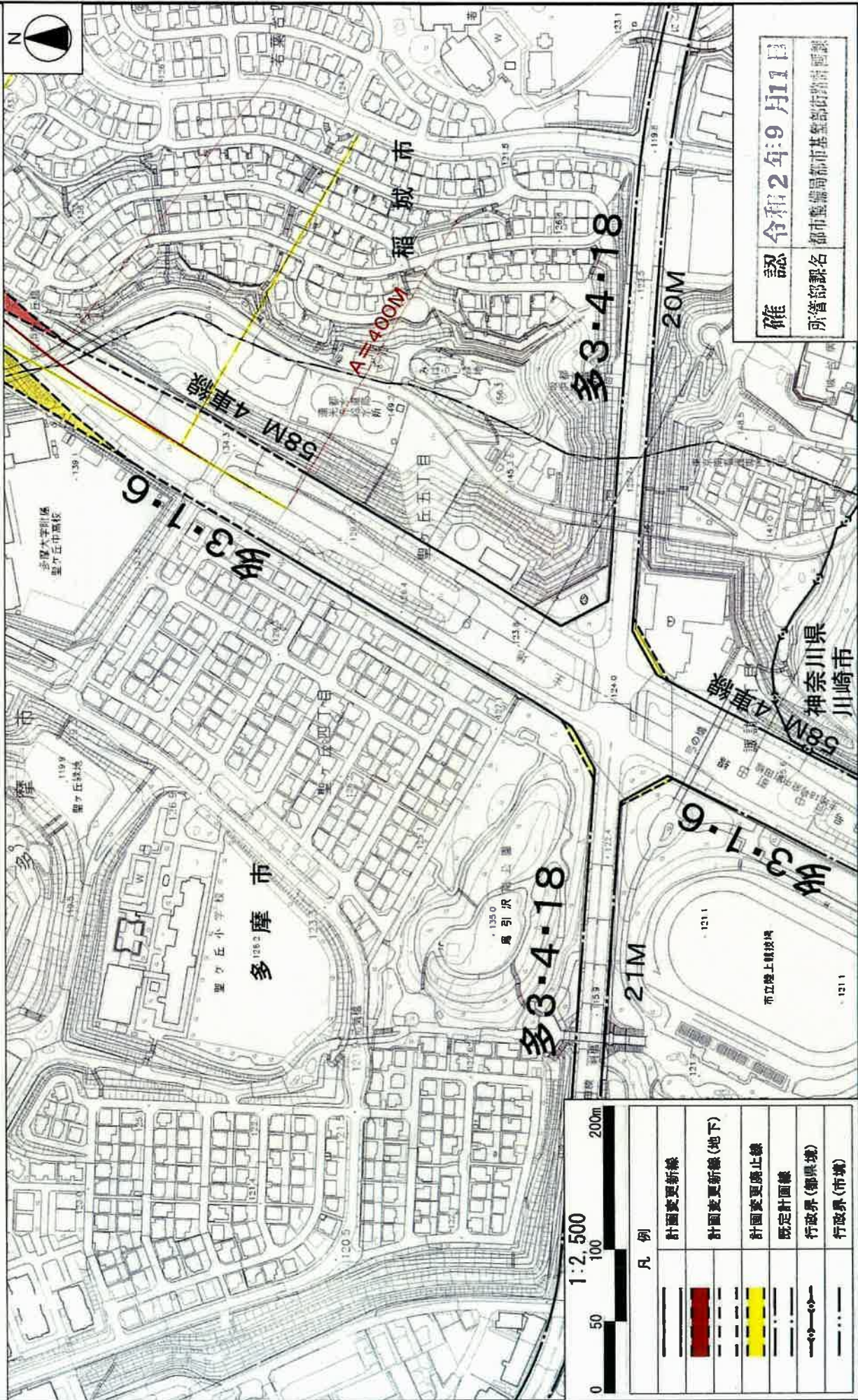
1:2,500

凡 例

	計画変更新線(地下)
	計画変更廃止線
	行政界(市境)

この地図は、国土地理院長の承認(平24国土公署第2669号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31番市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 31都市基交第93号
 令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図8/13



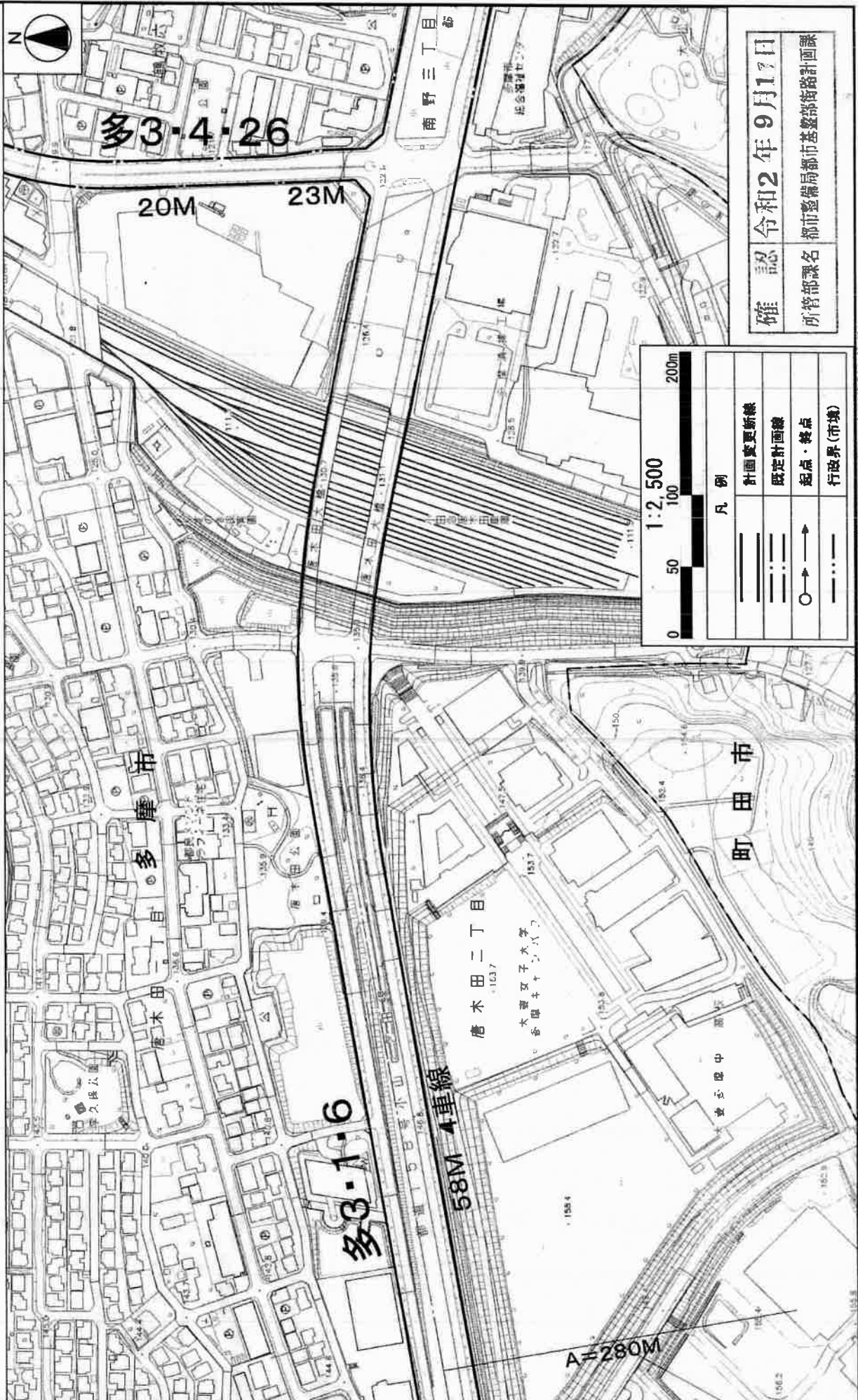
確 認 令 和 2 年 9 月 1 日
 所 管 部 課 名 都市整備局都市基盤部街路計画課



凡 例	
	計画変更新線
	計画変更新線(地下)
	計画変更廃止線
	既定計画線
	行政界(郡県境)
	行政界(市境)

この地図は、国土利用計画の承認(平成24年国土利用計画法第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基交第93号 令和2年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図9/13



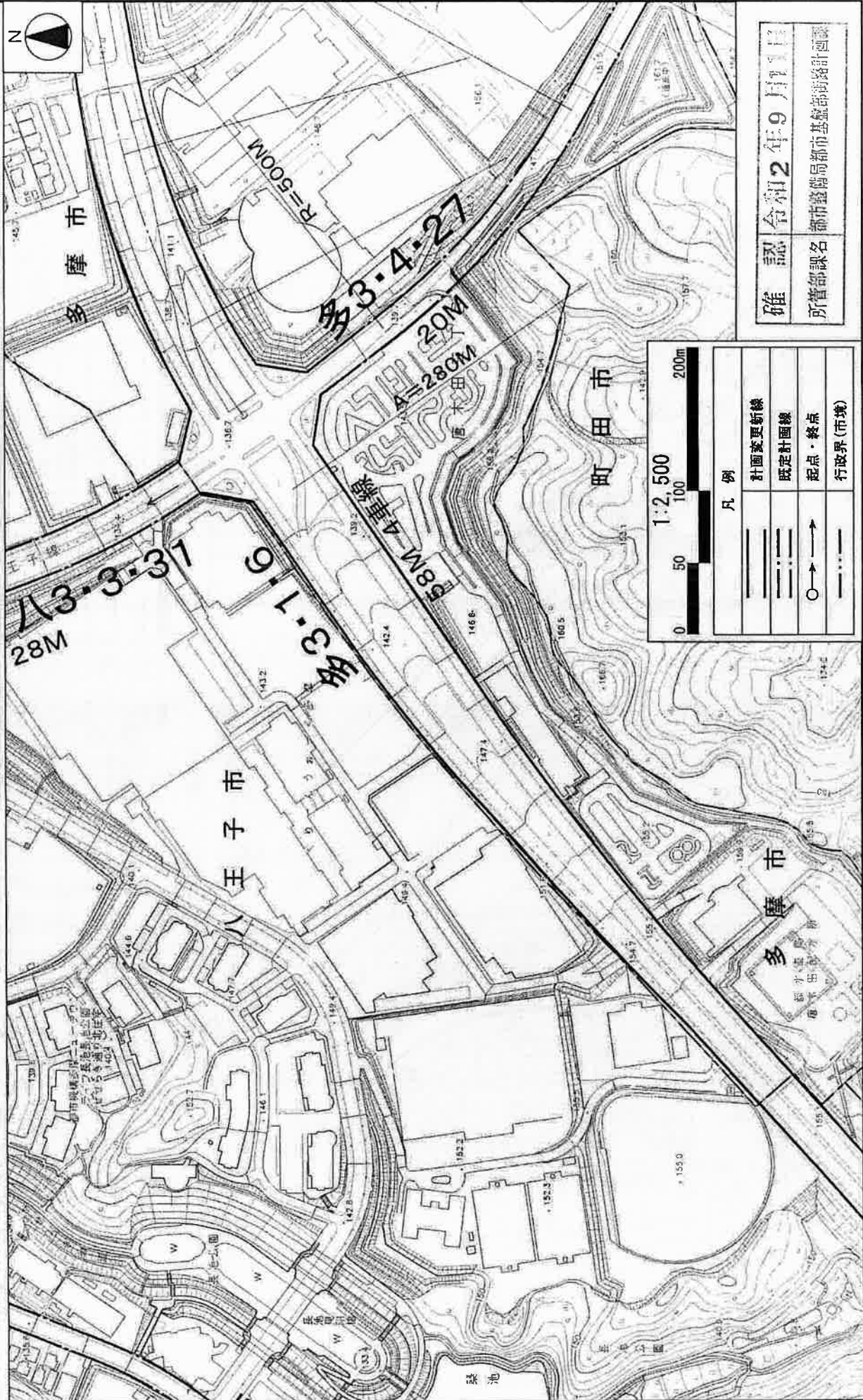
確 認 令和2年9月17日
 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

凡 例	
	計画変更新線
	既定計画線
	起点・終点
	行政界(市境)

この地図は、国土利用院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

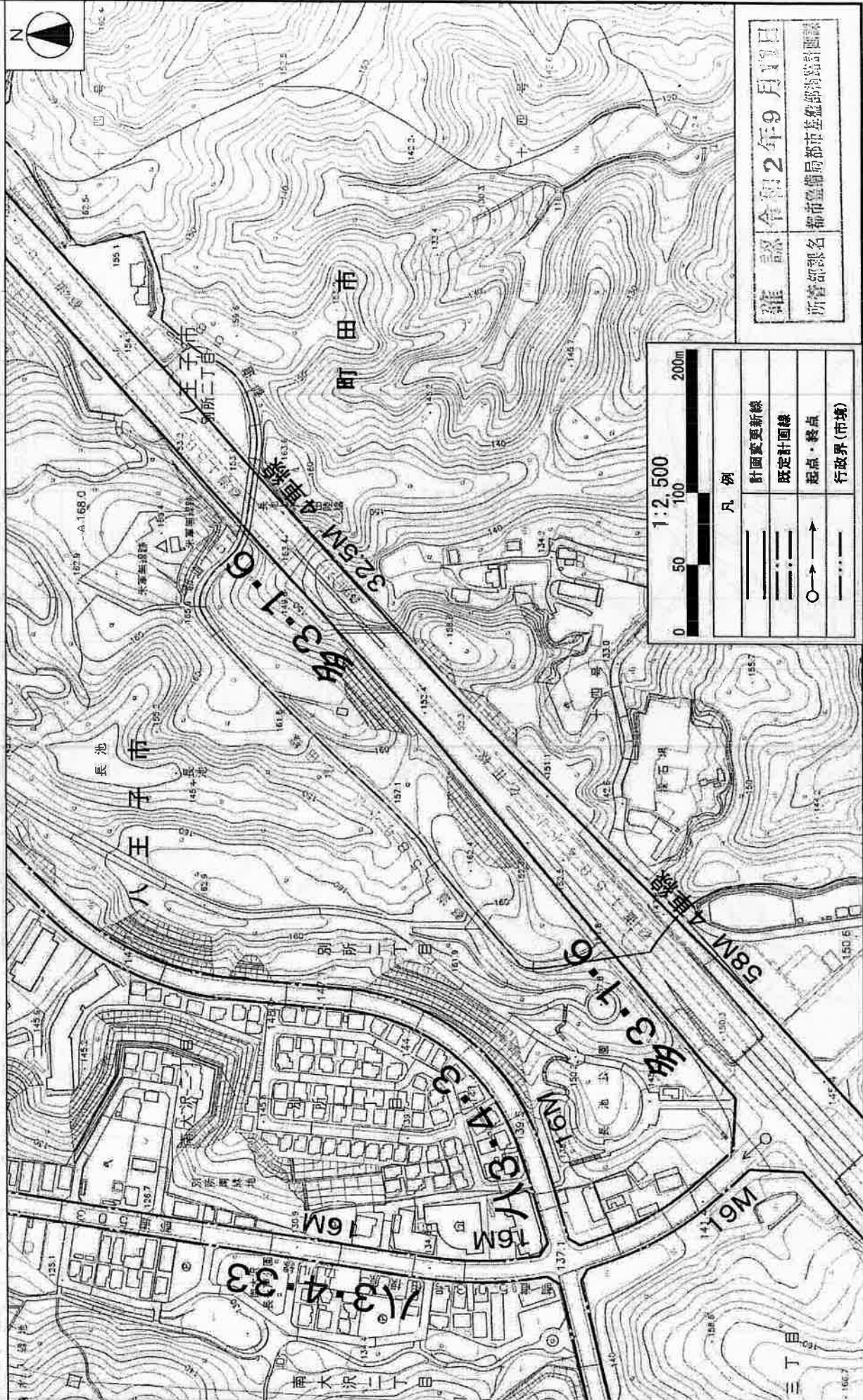
多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図10/13



確認 令和2年9月17日
 所管部課名 都市整備局都市基礎部道路計画課

この地図は、国土地理院等の承認(平24開公第259号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。J
 (承認番号) 31都市基交第93号 令和元年7月17日
 この図面は平成24年に作成された航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図11/13



認 令 第 2 年 9 月 17 日
 所 管 部 課 名 都 市 計 画 部 都 市 基 盤 設 計 課

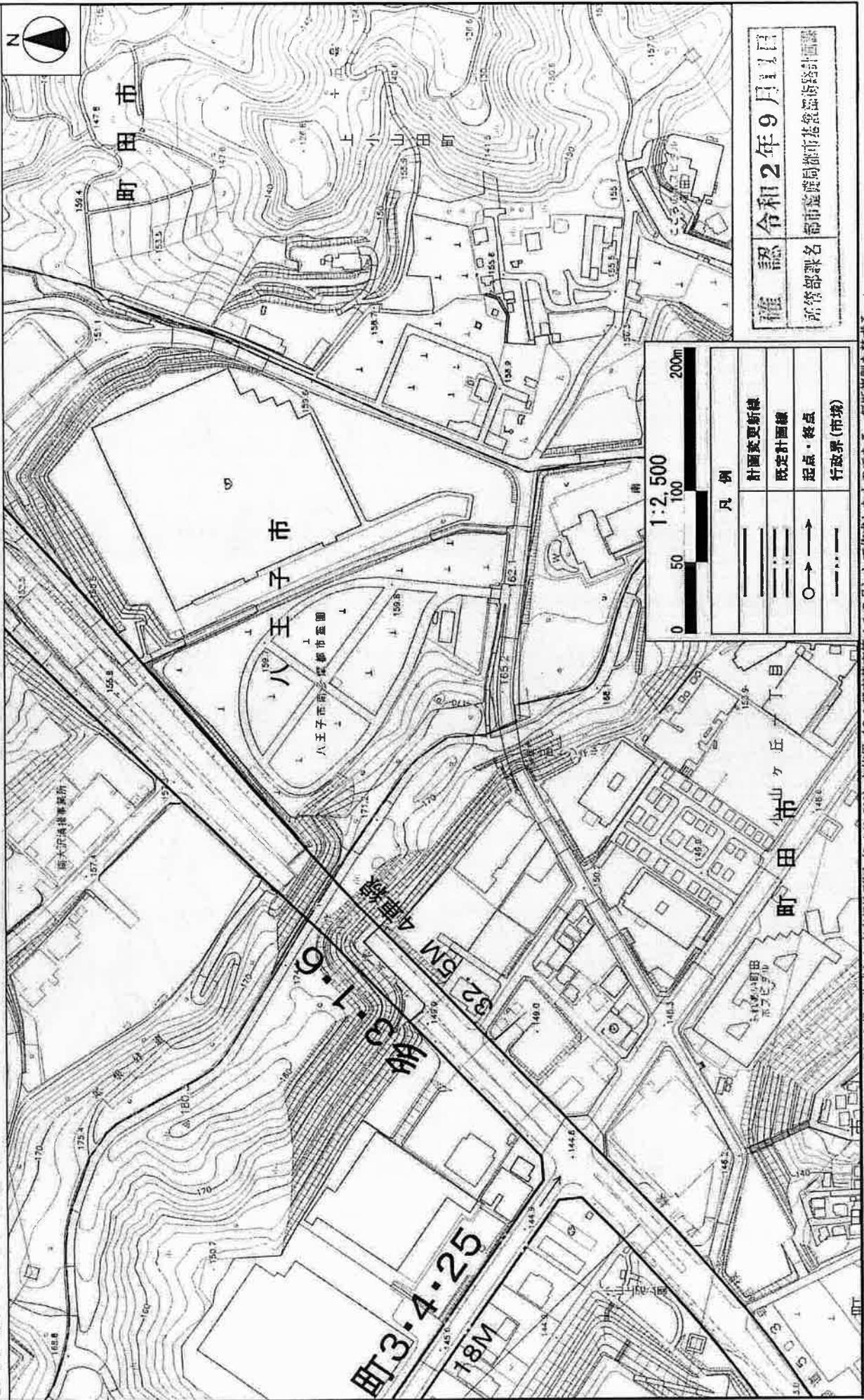
1:2,500

0 50 100 200m

凡 例	
	計 画 変 更 新 線
	既 定 計 画 線
	起 点 ・ 終 点
	行 政 界 (市 境)

この地図は、国土院の承認(平成24年7月9日)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(3-1都市基盤第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)3-1都市基盤第413号
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図12/13



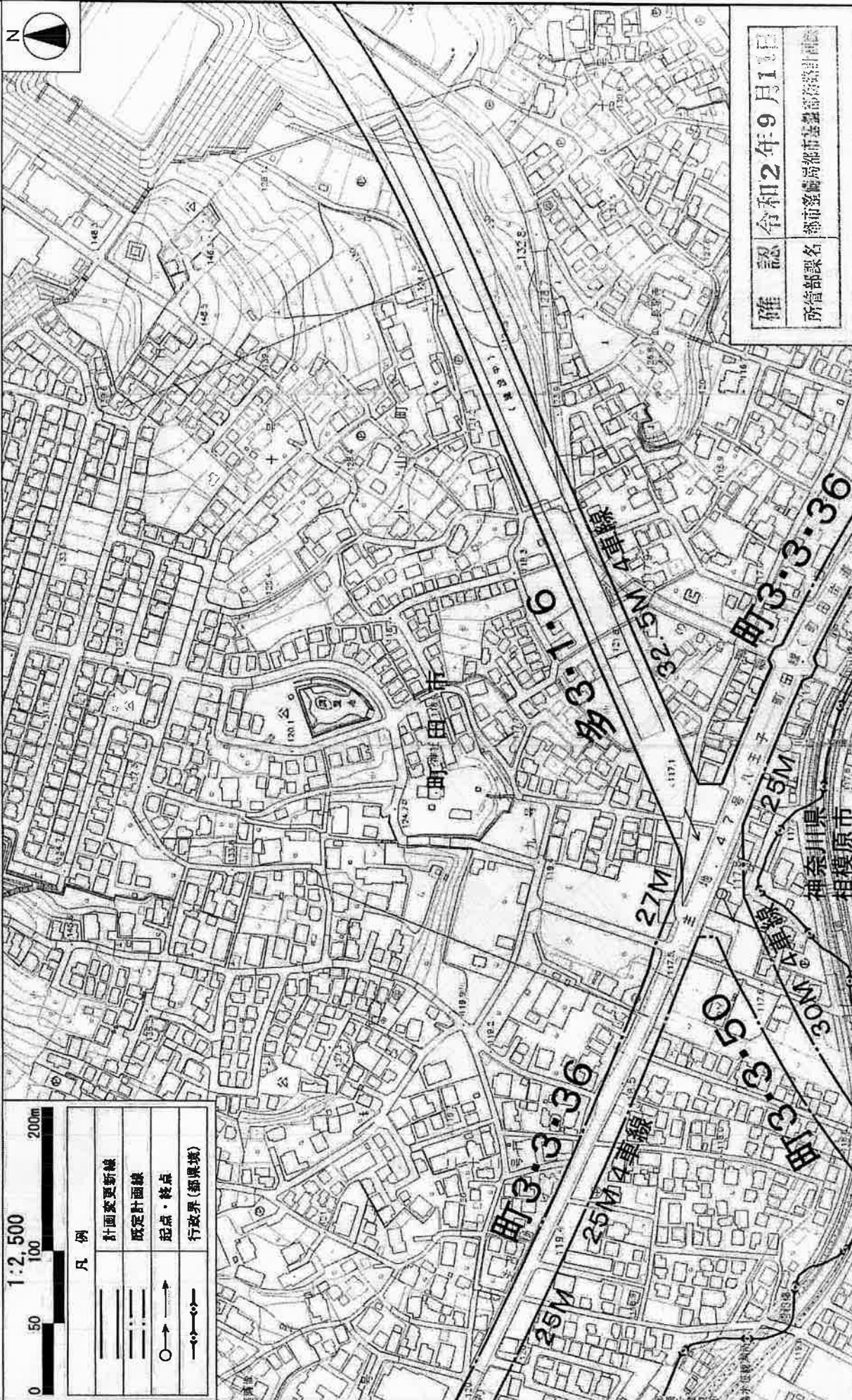
権認 令和2年9月1日
 所管部課名 都市建設局都市基盤施設設計課

1:2,500
 0 50 100 200m

凡例	
	計画変更新線
	既定計画線
	起点・終点
	行政界(市境)

この地図は、国土地理院表の承認(平24国土院表第269号)を得て作成した東京都市形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基交第93号
 令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 計画図13/13



この地図は、国土地理院の承認(平成24年公表第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(31都市基交第413号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 国土地理院承認第93号 令和元年7月17日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。



2 多 都 都 第 号
令 和 2 年 月 日

東京都知事

小 池 百 合 子 殿

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩都市計画道路の変更について（回答）
（多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線）

令和 2 年 9 月 2 8 日 付 け、2 都 市 基 街 第 1 3 0 号 で 照 会 の あ っ た こ の こ と に つ い て、下 記 の と お り 回 答 し ま す。

記

計 画 案 の と お り 了 承 い た し ま す。

な お、今 後 事 業 を 進 め る に あ た っ て は、こ れ ま で 沿 道 市 民 等 か ら 出 さ れ た 意 見 や 別 添 の 当 市 の 審 議 会 等 か ら の 答 申、並 び に 特 例 環 境 配 慮 書 審 査 意 見 書 の 内 容 に つ い て 留 意 し、ご 配 慮 を お 願 い い た し ま す。

添 付 書 類

- ・ 多 摩 市 都 市 計 画 審 議 会 答 申（写 し）
- ・ 多 摩 市 街 づ く り 審 査 会 答 申（写 し）



2多都都第745号
令和2年10月21日

多摩市長 阿部裕行 殿

多摩市街づくり審査会
会長 中林 一 様



多摩都市計画道路の変更（東京都決定）について
（答申）

多摩市街づくり条例第34条第5項の規定に基づき、令和2年9月23日付、2多都都第622号で諮問のあった下記の事項について、多摩市街づくり審査会で審議した結果を、下記のとおり答申する。

記

【諮問事項】

多摩都市計画道路の変更について（多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線）

【審査会の意見】

この度の諮問は、多摩都市計画道路の車線数、構造（地表式、掘割式及び地下式から地表式及び地下式）線形等の都市計画変更に関わる事項ではあるが、身近な市民生活に係るものであることと、連光寺・若葉台里山保全地域の地下を通過する道路であることから、市民生活と生態系に優しい道路であってほしいという街づくりの観点から、以下、審査会の意見を述べる。

- 1 工事に伴って連光寺・若葉台里山保全地域の環境等に変化の兆しが認められた時は工事を止めて、工事との関係を確認するなど、周辺の希少な生物の生息(育)環境への配慮を十分に行うこと。
- 2 工事施工中の騒音・振動について周辺住民への配慮を十分に行うこと。
- 3 実施する都市計画変更により、都市計画法第53条等の制限などによってトンネル構造の地上部の土地利用に制約等が生ずる場合は、丁寧に対応すること。

上記意見を東京都に伝え、引き続き都と協議を継続すること。

